

一般質問原稿（総括質問）

食育とは、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための取組みを指し、「食の安全」と「食生活指針」に関する事等が大きな問題として捉えられていると言えます。

食品の安全については、食品に付いているラベルや、産地などの表示を見て情報を得、より安心して購入できるようになっていますから、消費者自身が的確な情報を収集することで、安全が図られます。

食生活指針は平成12年3月に、当時の文部省、厚生省、農林水産省が共同で策定した指針であります。その中で我が国の食生活指針には、諸外国にはない項目が、二つ含まれています。

一つは、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。」ということです。食文化の多くは、その地域で採れる農産物を食材として利用することから成り立ってきました。

世界中に、その地域特有の食文化があり、その地で生産される農産物は、昔から、そこに住む人にとって、身体に一番あっているとされています。地産地消の目的の一つがここにあります。また、食料自給率を高め、フードマイレージを小さくすることによって、地球環境の保全にも役立てようという意味も含んでいます。

もう一つは、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。」ということです。

食料の現状や環境問題から、買いすぎ、作りすぎに注意し、適量に心掛けることが大切であるということ、

ひいては、国産の農産物を大事に使って欲しいという期待が込められているといえます。

こういった指針の基で、「国民一人一人が自ら食について考え、判断する能力を養成」し、「人間力を向上」させることが食育の最終目標となってきました。

地産地消については、殊更説明する必要はないと思いますが、かつては、その地で生産された農産物をそこでいろいろな食べ物にして伝統的な食文化をはぐくんできたものです。

食には土地々々の気候風土と生活が息づいており、食文化が反映されています。

また、その土地で出来たものを食べるのが身体に最も良いともいわれており、食文化の一部でもある伝統食を作るなど、地元で採れたものを地元で消費する「地産地消」に取り組むことが今、強く望まれています。

まず、以上の基本を踏まえた上で、学校における食育について、教育委員会の考え方を問いたいと思います。

引続き、質問に入ります。

まず、学校給食における問題点ですが

① 食材の安全性と地産地消について

学校の給食に使われている食材の、「佐賀市産」「佐賀県産」「国産」「輸入」の現状について報告をお願いしたいと思います。

生産者、あるいは加工者の見える食材提供が望ましいところですが、現実的にはどうなのか示していただきたいと思います。

供給と消費のバランスがあると思われまますので、一概に地産地消とばかりは言えないという事は判りますが、地域の食材が提供されているか・・・と言った小学校給食における現状を示してください。

② 朝食摂取対策について

「家庭の問題」として、切り離していいのかという観点から質問をします。

朝食を採ることの意味や大切さを、学校としてはどのような形で発信しているのか。子ども達だけにではなく家庭に対しての働きかけについて説明を求めます。

後から質問する、給食レシピの質問にも通じますが、最近、朝食を作れない家庭があるとも聞きますが、そういった家庭に対しての朝食レシピ提供は可能でしょうか。

検討する余地はあると思いますが見解を問います。

③ 市が進めている中学校給食の中で、食育をどう実践して行こうとしているのか。

小学校給食の延長線として中学校給食があると思われる。小学校給食における食育は「美味しいものを食べる」ことで、中学校においては、その食材の有り様について理解を示し始めるとも言われていますが、選択性の給食のなかで、それをどう実践していこうとしているかを聞きたいとおもいます。

また、今後、全員給食への展開は考えていないのか、この場で再度確認したいと思います。

④ 調理員と栄養士のありかた

分業化が進められていますが、「基本」を考えれば相互に協力し合う態勢が必要ではないかと思えます。

一方が仮にミス起した場合でもそれを保管し合える体制をとって、目的である、安全で美味しい給食を子ども達に提供すること、学校給食が食育のスタートにあるということをしかりと認識して頂きたいと思えます。

また、調理員の民間委託が勧められていますが、現在の入札参加資格では、新規に事業を起して参入したいと考えても、資格要件で跳ねられてしまい、入札にさえ参加できないという現実があります。

そうなること選択の余地が狭まり、決まった業者にしか委託が行かないと言った懸念が出ますが、この事をどう考えているのか、今後の取組について聞きたいと思えます。

次に学校給食の地域への展開についてですが

① 給食から広がる家庭での食育について提言

家庭で料理・調理をしない、出来ないと言った親が増えてきていると聞きます。そこで、家庭での食事を考える補助的機能として、学校給食レシピを家庭に配布できないでしょうか。

学校からの積極的な働きかけによって、家庭での食育にたいする意識も芽生えてくるものと思われます。

家できちんとした食事をしていない子どもの家庭に対しては、学校からの指導も必要ではないかと思われませんが、見解を示してください。

また、レシピを公開する事によって、子ども達がどのような食環境にあるかを、家庭でも把握出来、その相乗効果が期待されると思いますが、見解を示してください。

なお、配付の方法としては、学校のホームページに掲載するとか、インターネットやFAX等を活用して、希望者に配付すると言った方法も考えられます。

② 次にレシピ公開の第2段階として、食材公表による地域活性化と情報公開について提言します。

実例として次のような話を聞きました。

子どもの「今日の給食美味しかった、家でも食べたい」という言葉を聴いて、早速「給食の内容をチェック」して、その食材が何所から納入されているかを調べて、そのお店に出向き、「同じ食材を求めた」という事です。

学校給食からの発信で「地域のお店で買い物をする」と言った現象が起きたという事実を踏まえれば、その事が、地域の商店の売り上げに繋がるケースもあるという現実を受け止めるべきではないかと思いますが、見解を示してください。

そこでレシピを公開する祭に、子ども達が口にする食材についても、誰が、どのようなルートで納入しているのか、そして、それは誰が生産しているのかと言ったことも情報公開できれば、食の安全への監視体制にも繋がると同時に、狭い範囲かもしれませんが、地域活性化にも繋がるものと思われませんが見解を示してください。

地産地消からみる循環型社会

二つの考え方を検討してみたいと思います。

一つは先ほどの、レシピの公開からくる流れです。「学校給食が美味しい」⇒「家でも作ってみたい」⇒「食材を求める」⇒「商店の売上に通じる」⇒「良い食材を学校に提供する意識が強くなる」こういった循環もまた、一つのありようとしては認識されてもいいのではないかと考えますが、前段の答弁とあわせてお答え願いたいと思います。

もう一つは、一般的に言われている循環型社会のことですが、学校教育の場でも、ある程度の実践が必要ではないかという事です。

以前は、残飯も、家畜などの二次的な飼料として活用したり、堆肥化するなどして大いに活用されてきました。

このことを学校でも再度実践し、食料残渣や残飯がゴミではなく、飼料や肥料として活用され、そこから次の野菜類が育っていくという循環を体感させる事も、重要な食育の一部であると考えますが、見解を問います。

ここで、再度の実践とっているのは、以前赤松小学校で実践し中止した経緯を踏まえての事です。学校内で消費する事のできる範囲での実践でいいと思います。循環型社会の生きた教材として生かすことの出来る格好の場だと思いましたが如何でしょうか。

子ども達は、体験・体感することで育っていくものです。再度の取組を強く望むものですが、見解をお示し下さい。

以上、大きく3項目について総括質問を行ないましたが、

前段として、食育に関する見解を述べました。各論の答弁に入る前に、学校教育における食育に関する教育委員会の見解を簡潔に述べていただきたいと思います。

地産地消への取組や、循環型社会へのありよう、また地域への展開については、大きく佐賀市としての考え方の中で、学校としてはどのような形でそれを実践していこうとしているのかと言った部分も示していただきたいと思いますので、必要な範囲で、全体的な考え方も示していただきたいと思います。

というのは、学校教育だけが特別な場所に存在しているわけではなく、佐賀市総合計画や各種基本計画でしめしている将来像というのは、やはり学校教育の場でも実践されなければならないし、各部各課との連携ということがあると考えるからです。

以上で、食育に関する総括質問を終わります。

続いて、災害時要援護者支援体制について総括質問をします。

今回の質問は、会派視察、『宮津市災害時たすけあいネットワーク』での聞き取りを参考にして質問します。

宮津市がこの取組を始めたのは、平成16年10月20日の台風23号の被害で、市民4名の命が奪われたことを契機に、災害時要援護者支援体制として、情報提供や避難誘導等の迅速な対応の必要性が求められたことから始まりました。

防災ネットワークを構築し、関係機関・団体等と地域、市民が連携して、災害時における要援護者への情報伝達、安全確認等の実践活動を行なうことを目的として平成17年12月に『宮津市災害時たすけあいネットワーク』が立上っています。

制度成立後に、説明会を開催し、自治会長、消防分団長、自衛消防隊長、民生委員への理解を求め、先ず、民生委員によって、「ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者」への戸別訪問で、要援護者登録申請の配付・回収が行なわれました。

引続き、介護保険の要介護3以上で在宅の方、障害者手帳保持者への要援護者登録申請の配付・回収がおこなわれ、宮津市社会福祉協議会において、要援護者登録台帳が作成され、再度の説明会と名簿の配布が行なわれました。

これらの要援護者情報は、年に3回更新されています。それは、5月の梅雨前、8月の台風前そして10月定時に行なわれて、常に情報のチェックが行なわれています。また、非難所確保のために、社会福祉法人2団体5施設と「避難施設使用協定」を締結しているということです。

宮津市の人口は約22,000名で、そのうち高齢者は15%、約1,200名ということです。数が少ない事的重要因素については、家族支援体制が出来ている。入院中。などの理由もありますが、障害があることを知られたくないと言った理由もあって、民生委員さんに戸別訪問での登録依頼を働きかけているという事でした。

また、登録者に対する支援体制の確立をどうするのかと言った問題もあります。「誰が誰を支援するのか」「何所に避難するのか」といった事を、基本的には単位自治会をベースに、民生委員、自衛消防団・・・78隊の自衛消防団や災害ボランティアを中心に組織しているということです。

今後の課題は、災害時の初期活動や高齢者等の避難支援にも対応した「自主防災組織」の設置に積極的に取り組んでいる自治会もあれば、立上に苦慮している自治会もあるため、広報誌等への掲載など、引続きあらゆる機会を活用し、早期設置の推進を行なわなければならないこと。

また、登録の同意の無い要援護者該当者の、把握と登録に向けた取組の展開、現在要援護者としていない、乳幼児、外国人、妊婦などの把握と登録についても早期に実現させたいこと。

支援体制としての市と医療、福祉ボランティア団体などとの連携強化に向けた「避難支援関係者連絡会議」の設置が求められている事などです。

要約すると、登録者の把握と支援体制の確立が最大の問題であると感じられました。

以上の事を踏まえて、佐賀県においても支援体制の計画策定に向けての啓発が行なわれていますが、現に佐賀市としてはその態勢ができていないわけです。

今後、佐賀市としては、この問題にどう取組もうとしているのか、今後の展開もあわせて示して頂きたいと思います。

以上で総括質問を終わります。